

「滋賀県流域治水の推進に関する条例」にかかる説明会 質問事項とその回答

彦根市

①河川整備 5 ヶ年計画資料

H25. 12. 13 政策・土木交通常任委員会資料で提示された“河川整備 5 ヶ年計画”の凡例では、ダムについて記載が無かった。しかし、H26. 3. 31HP で公開されている 5 ヶ年計画では“管理ダム”と“検証中ダム”の記載がされている。

一級河川芹川のダム建設は、現時点で建設中止とされているが、ダム建設案は有効案として残っているはずであり、最終的な検証については、今後の過程で実施されるものと考えている。この記載は 5 ヶ年間で検証作業（中）となるダムについてであると思うが、市民に誤解を与えるので削除または注記をお願いする。

→【回答】河川整備 5 ヶ年計画は、下記のホームページで掲載しております。

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kako/kaisyu_g/plan/20140331.html

ご指摘は、資料中の凡例に「検証中ダム」との明示がある（右図参照）ため誤解を与えることですが、①凡例は全県下統一で作成したものであること、②芹谷ダムについては検証中ダムの明記はないため、誤解は生じないと考えております。

※河川整備 5 ヶ年計画【湖東土木事務所管内】抜粋



凡 例	
■	: 整備済み区間
■	: H26年度～H30年度 実施予定区間
■	: H31年度以降 整備区間
■	: 河川計画検討区間
■	: トラソク河川対策予定区間
■	: 重点的に維持管理に取り組む区間
■	: 管理ダム
■	: 検証中ダム

②25 条関係（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

現在、市内で県道バイパス工事が予定されているが、あくまでも現状の排水処理を行なう（悪化させない）だけで、改善する対策は行なわれないのか（軽減とあるが・・・）。また、住民感情や現実問題として工事完了後に、悪化や新たな浸水被害が生じた場合は事後対応可能なのか、道路部局との調整は出来ているのかどうか。

→【回答】条例 25 条の規定のとおり、対象は、「設置、改変または撤去をしようとする者」です。よって、過去の道路事業への適用はされません。

ご指摘の案件については、湖東土木事務所道路計画課あてに、貴市のご意見を申し伝えます。

③26 条関係（避難に必要な情報の伝達体制の整備について）

水周知河川を含めて水位計の精度向上や量水票の設置拡大を進められ、また土木防災情報システムで水位やダム放流量等を公開されている。しかし、災害が予想される際の市・県との連携は出来ていないのが現実であり、県・市の情報共有など新たな体制作りや住民への情報提供を考えられているのか。28 条では県民に自ら情報を収集して避難行動をとるように規定されているが、一方通行の情報提供にならないよう配慮願いたい。

→【回答】災害が予想される際における市・県との連携は不可欠であり、連携に課題があるのであれば、地域に応じた対応を検討することが必要と考えます。例えば、「水害に強い地域づくり協議会（条例第 33 条）」の場面等を活用して、県・市町・関係機関が連携し、災害にそなえる対策の充実を進めることを提案します。

④27 条関係（市町への必要な支援について）

浸水被害の回避または軽減とあるが①具体的にどのような対策を想定されているのか。また、②情報提供、技術的助言とはどのようなものなのか。③補助金などは考えられているのか。

→【回答】①「浸水被害の回避または軽減」の具体的内容は、ハザードマップに関する詳細内容を指します。これまでも、水防法に基づき、一定規模以上の河川の氾濫域については国および県で浸水想定区域図を作成し、これを基に市町が洪水ハザードマップを作成されています。しかし、これらのハザードマップでは、避難場所が浸水する、避難経路が明示されていない等の課題がみられ、また、避難勧告等の発令区域や発令時期についても明確な基準がない場合が多く、多くの市町でこれらが課題であると認識されています。このことから、市町に対し、県が想定浸水深（地先の安全度）に関する情報提供や、技術的助言等の支援を行うことを定めたものです。

②具体的には、避難場所が存在する付近の浸水深や様々な規模の降雨時の浸水深図や浸水深の時系列変化等の情報提供です。避難場所の見直しや避難基準の明確化等、県で支援できる情報提供や技術的助言を行うことにより、これまでも、県から市町へ、地先の安全度マップおよびその計算結果の浸水深の時系列データ等を提供しています。引き続き、市町の防災力向上を目指した取り組みを進めることとしています。

③現時点では、県から市町に対して、ハザードマップを作成される際の費用の一部（補助率 1/2、限度額 200 万円）を支援する制度が該当します。

⑤付則関係（罰則規定について当分の間適用しない）

当分の間の定義、どのような状況になった場合罰則規定を適用するのか。

→【回答】

建築規制に関する運用に際しては、「水害に強い地域づくり協議会」において該当地域の警戒避難体制や区域設定のルールなどが合意された後に、区域指定の手続を行うこととしています。したがって、地域で決めたルールに違反して罰則が発動されることが少ないと想定されますので、罰則を当面の間適用しないこととしたものです。

当分の間とは、将来的に地域で決めたルールが破られるという事案が多発した場合を想定しています。こういった事象が生じた場合には、付則第 2 項を削除する条例改正を行い、罰則を適用させることを検討する必要があります。

⑥（条例自体への質問ではありませんが、）開発許可事務に関する県・市の連携

条例が公布され施行されますと、宅地の嵩上げの意向もこれまで以上に増えると考えられます。このような中、現在、宅地嵩上げを開発許可対象とするか否かで、県住宅課と権限委譲市で意見交換しているところですが、県住宅課と権限委譲市では意見の相違が見られる状況です。開発許可対象にするか否かについては、大津市も含め県全体的な統一見解をもって取扱うことが必要であり、これまでも県住宅課に対して意見調整のもと取扱いを整理することを要望してきましたが、県住宅課の独断傾向が強く権限委譲市側として大変困っている状況です。

つきましては、早急に県全体的な取扱いの整理を県市意見調整のもと進めて頂きますようお願いいたします。

→【回答】県住宅課あてに、貴市のご意見を申し伝えます。

以上